

子育てしやすい職場環境助成金に係るQ&A(対象経費)

5月29日版

No	区分	質問内容	回答
1	対象経費	対象外のものを含めてまとめてポイントを使って購入したが、補助対象額はどう考えればよいか。	補助対象となっている商品にポイントを使っている場合は、そのポイントを控除した金額を「経費明細書(様式3号)」に計上してください。 複数の商品を購入している場合でも、補助対象外の商品にポイントを使っている場合は特に控除する必要はありません。
2	対象経費	補助金額の上限に達するまで、複数回応募することは可能か。	1 法人又は1 個人事業主ごとに1 回のみ申請ができることとなっているため、補助金額が上限に満たない場合でも、 <u>複数回の申請はできません</u> 。
3	対象経費	パーテーションや棚等を自作したいが対象となるか。	子育て支援となる設備に用いる材料費は対象となります。なお、成果物の写真を添付ください。 ただし、 <u>自作に必要な工具は、汎用性が高く、目的外で使用が可能であるため対象外です</u> 。
4	対象経費	各種送料は対象となるのか。	従業員の子育て支援に必要な物品の送料として使われたことが送付伝票の写し等からわかれば、対象経費となります。 ただし、送付物に対象外の商品が含まれる場合は、送料全額は対象とならない場合があります。
5	対象経費	リース代は対象になるのか。	令和8年4月1日～令和9年2月26日までの期間の代金は、対象とします。ただし、パソコンやスマートフォン、タブレットについてはリースやレンタルであっても対象となりません。
6	対象経費	昨年度購入・納品があり、代金を支払ったのは今年度だったが、補助対象になるか。	助成対象となるのは「 <u>支払い及び納品が令和8年4月1日～令和9年2月26日までのもの</u> 」なので、納品が昨年度ということであれば、 <u>対象外</u> です。
7	対象経費	申請書類のコピー代は対象となるのか。	助成金の申請に係る費用は、対象となりません。
8	対象経費	こういったものが補助対象となるのか。	(1)従業員の育児・家事負担の軽減に要する経費 例) 従業員が家事代行サービスを使用した際、費用の一部を負担 (2)子育てに優しい職場環境づくりの推進・整備に要する経費 例) 育児スペースに設置する備品や消耗品の購入、子育てに関する社内セミナー等の実施 (3)保育施設等利用支援に要する経費 例) 従業員が病児保育を利用する際、事業者が費用の一部を負担 従業員の子どもが学校から放課後児童クラブや習い事への送迎にタクシーを利用する際、事業者が費用の一部を負担 ⇒従業員の費用負担軽減のために行う補助は対象。
9	対象経費	こういったものが補助対象とならないのか。	・従業員の子育て支援に関連がないもの 例) 社内旅行 ・金銭給付等により個人の負担を直接的に軽減する費用 例) 出産祝金、独自の児童手当、各種商品券の配布 ・汎用性が高く、目的外で使用が可能なもの 例) パソコン、スマートフォン、タブレット等
10	対象経費	子育てのためのテレワーク用パソコン、モニター等は対象になるのか。	汎用性が高く、目的外で広く使用が可能であるため、パソコンのほか、スマホ、タブレットは対象外となります。 × パソコン、スマホ、タブレット ○ モニター、webカメラ、ヘッドフォン、zoomの使用料など
11	対象経費	子育てと仕事の両立について外部講師を招いて従業員向けに研修会を開いたが、この場合の経費は対象になるのか。	研修会の目的が子育てに優しい職場環境づくりの推進に資するものであり、従業員向けのものであれば対象となります(講師謝金、旅費等)。
12	対象経費	従業員の育児サービスも含め、従業員の福利厚生をパッケージでサポートする外部福利厚生サービスを企業として契約している。この場合の利用料は対象となるのか。	育児支援以外のサービス(スポーツクラブ利用、健康増進等)を含むパッケージ利用料は対象外です。
13	対象経費	協力関係にある他法人運営の認可外保育施設へ、自社社員の子どもが通園している。その際に協力負担金を支払っているが、この負担金は対象となるのか。	保育施設等利用支援に要する経費として、対象となります。ただし、当該保育施設への支払い状況のわかる資料の添付が必要です。
14	対象経費	小学校就学前の子を養育する社員に、一律で育児手当を支給している。この場合の経費は対象となるのか。	一律に金銭給付により個人の負担を軽減している場合は対象となりません。一律に支給するのではなく、保育料や放課後児童クラブ利用料を負担している保護者に対し、その補填として手当を支給している場合は対象となります。
15	対象経費	育休者のマネジメントについての社内セミナーを開催するが、この場合の講師謝金や旅費は対象となるのか。	子育てに優しい職場環境づくりの推進に要する経費として対象となります。

No	区分	質問内容	回答
16	対象経費	従業員の子だけを預かる認可外保育施設をもっている。この施設の経費は助成金の対象となるのか。	補助対象となる経費の中に国、県または市町村の他の補助金等の交付を受けている場合は対象外となります。（誓約書「1」の事項に該当します。）
17	対象経費	近日採用する従業員について保育料の補助を検討しているが、初めての事例であり就業規則に定めがない。この場合の経費は助成金の対象となるのか。	従業員の福利厚生として取り組んでいる事業については、社内規程の写しや社報の写し等、当該事業を実施していることがわかる資料を添付いただいています。 また、社内規定等に明記がない新しい取組でも、①当該事業の実施経緯（初めて対象となる従業員が入社したため等）、②今後の方針（好評だった場合は、今後規程の中に盛り込む予定等）について記した理由書（任意様式）を添付いただければ申
18	対象経費	保育施設等利用支援に要する経費として、例として「職場復帰する従業員に対し保育料の一部を負担する場合」が挙げられているが、職場復帰する従業員に限らず助成金の対象となるのか。	職場復帰する従業員に限らず、一般の職員でも助成金の対象となります。
19	対象経費	令和7年度に従業員（Aさん）の保育料の補助について助成金を活用した場合、令和8年度に別の従業員（Bさん）の保育料の補助は対象となるのか。	対象外となります。令和7年度に本助成金の交付を受けた事業者は、令和8年度の同種に事業に係る費用は対象外としており、対象者が異なっても「保育料の補助」として同種の事業とみなします。
20	対象経費	令和7年度に育児スペースへのパーテーション設置について助成金を活用した場合、令和8年度に育児スペース設置用のおもちゃ購入費用は対象となるのか。	対象外となります。令和7年度に本助成金の交付を受けた事業者は、令和8年度の同種に事業に係る費用は対象外としており、両事業とも「育児スペースの充実」として同種の事業とみなします。
21	対象経費	子の体調不良を理由に有給の特別休暇を取得できる「看護休暇制度」を実施している。これに係る従業員の有給休暇分の給与は対象となるのか。	対象外となります。子育て支援を目的とした有給休暇に係る給与の支払いについては、個人の負担を直接的に軽減するための費用とみなします。